

## 外国人の人権

問題 外国人は、いかなる範囲で憲法上の権利を享有するか

### 1 「外国人の人権」論——判例と学説の一致

- ・ 憲法第3章に定める権利は、権利の性質上日本国民だけが享受できるものを除き、日本に在留する外国人にも及ぶ
- ・ 政治的活動の自由もまた、外国人にふさわしくない活動を除いて、日本に在留する外国人にも認められる。
- ・ 他方、外国人は、日本国における居住移転の自由を有していない。
- ・ 以上の結果、外国人の共有する憲法上の権利は、外国人在留制度の枠内で与えられたものにすぎない。

### 2 在留資格制度

- ・ 在留外国人が本法においてなし得る活動を、あらかじめ一定の範囲に限定する制度
- ・ 外国人にも、まずは憲法上の権利の享有が原則的に認められて、その前提の上に立って、いくつかの権利の享受を否定あるいは限定しているのではない。
- ・ いかなる在留資格を定めるか、その在留資格によっていかなる活動をなし得るかは、国会が自由に決定できるという前提に立った制度である。

### 3 「外国人の人権」論と在留資格制度との架橋

- ・ 外国人には、日本に入国し在留する憲法上の権利はない。
- ・ したがって、かりに外国人に入国・在留を認めるとしても、認めるに際していかなる条件をも課すことができる。
- ・ 入国・在留を認めるに当たって、憲法上の権利行使しないという条件を課すこともできる。

### 4 真の問題の所在

- ・ 外国人は憲法上の権利を享有しない。
- ・ しかし、法律によって外国人を日本国民と同等に扱うことは禁じられていない。
- ・ 「日本国民」とは何か。国籍は、直接憲法によってではなく、法律によって定められるのであるから、憲法上の権利の享有が認められるか否かは、法律が決めることになる。